徳島県土地利用指導要綱運営要領

- 1 開発行為の協議、開発協定の締結
- (1) 開発行為の協議書は様式第1号のとおりとする。
- (2) 開発行為の協議書及び意見書の提出先(以下「所管課」という。)は、開発目的に応じ、次のとおりとする。

ただし、土地利用対策会議で協議の上、別に所管課を定めることができる。

工場·商業施設用地 商工労働観光部 企業支援課 観光レクリェーション施設用地 商工労働観光部 観光政策課 砂利, 岩石の採取 河川整備課 県 土 整 備 部 地 用 安全衛生課 地 危機管理部消費者くらし安全局 廃棄物処理施設用地 県 民 環 境 部 環境指導課 残 土 処 分 場 用 地 県 民 環 境 部 環境管理課 農林水産業(施設)用地 農林水産部 農林水産政策課 山林の土採取 農林水産部農林水産基盤整備局 森林整備課

住宅用地、都市計画区域内におけるゴルフコース用地及びその他用地

県土整備部 都市計画課

都市計画区域外におけるゴルフコース用地及びその他用地

県土整備部 用地対策課

- (3) 開発行為の規制等に関する諸法令に基づく許可等の処分は、この要綱による開発行為の承認の後、従来の法令所管課で行うものとする。
- (4) 開発行為の協議、開発協定の締結、及び違反に対する措置に関する事務処理については、所管課において行い、必要に応じ関係出先機関と協議するものとする。
- (5) 開発行為の承認にあたって勘案すべき技術的細目は、別表1のとおりとする。
- 2 工事施行に伴う諸届出
- (1) 工事施行に伴う届出書の様式は次のとおりとする。

 工事着手(完了、中止、再開)届
 様式第2号

 工事施行者変更届
 様式第3号

 工事廃止届
 様式第4号

 災害発生届
 様式第5号

- (2) 工事施行に伴う諸届出書の提出先は、1の(2)の規定によるそれぞれの所管課とする。
- 3 工事施行の指導等

工事の施行に伴う指導は、所管課が行う。ただし、必要がある場合には、土地利用対策会議の調査班が 行う。

4 適用除外団体

開発行為の協議の適用除外団体は、別表2のとおりとする。

- 5 その他
- (1) 指導要綱の運用に関する事務の流れは、別表3のとおりである。
- (2) 開発行為の協議書の提出部数は、おおむね別表4のとおりとし、事前協議の際に所要の部数を決定するものとする。

技術的細目

1 道 路

- (1) 開発行為の目的,規模,通過並びに発生交通量等を勘案して通行の安全と円滑化が図られるよう設計されていること。
- (2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。

走行速度,道路の幅員,路面の高さ,縦横断勾配,縦断勾配の制限長,舗装,最小曲線半径,待避所,安全施設,側溝等路面排水,中央分離帯,歩道(車道との分離),バス停車帯,道路の交差,区域 外道路との接続,橋梁の設計荷重

2 広場等

- (1) 広場,公園,緑地その他公共の用に供する空地(広場等という。)は、開発行為の目的,規模,その 周辺の土地利用の状況を勘案して緊急避難,消防活動並びに地域社会活動上安全かつ有利な利用が図 られるよう設計されていること。
- (2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。 位置、面積、出入口の規模及び数、排水、安全装置、幹線道路との遮断
- 3 排水施設
 - (1) 排水施設は、開発行為の目的、規模、地形、降水量、周辺の被覆状況等を勘案して雨水、汚水を適切に排水する能力を有するよう設計されていること。
 - (2) 排水施設は、放流先の排水能力、貯水能力、利水の状況を勘案して接続するが、この場合、開発に 伴う増量分以上について一時調整池を設けるか、あるいは、放流先の流下能力を増大させる措置を講 ずること。
 - (3) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。 計画用水量、計画汚水量、地目別流出係数、工事期間中の排水、排水管等の勾配、流下断面積、桝、マンホール
 - (4) 排水施設の末端が処理施設を有する公共下水道,流域下水道に接続するもの以外の水質については,水質汚濁防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等放流水に関する基準を満足するものとし,放流先の施設等の管理者及び水利権者の同意を得ること。特に放流先の近くに飲料水としての利用がある場合には汚水処理水を放流しないこと。
- 4 軟弱地盤,がけ崩れ等の対策
- (1) 開発区域及びその周辺の地質、勾配、降水量、地下水、工作物の規模等を勘案して、地盤沈下、隆起、地辷り、がけ崩れ、残土の流出、伏流水の変化が生じないよう適切に設計されていること。
- (2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。

土の置き換え、水抜き、排水路、杭打ち、締固め、切盛土勾配、段切り、法面保護、擁壁、土砂の 流出防止、残土処分

- 5 水道等, 給水施設
- (1) 開発行為の目的,規模を勘案して給水量を定め十分な能力を有するよう設計されていること。
- (2) 給水施設の設計に当たっては、当該開発区域を所管する水道事業管理者と協議すること。
- 6 公共施設の規模,能力等

開発区域の周辺における次の公共施設の規模能力等からみて適当なものであること。 道路,広場,公園,学校教育施設,し尿,ごみ処理施設,給排水施設

- 7 その他
- (1) 開発区域及びその周辺の安全性を確保するため、防災措置は他の工事に先立って行うこととし、工

事を中止又は廃止する場合は、防災措置のほか周辺の公共施設の機能に支障のないよう措置されていること。

- (2) 各施設の構造,強度,設計手法については,一般公共事業に準ずるものによること。
- (3) 必要に応じ設計計算書の提出を求めること。

徳島県土地利用指導要綱に基づく土地開発行為の協議関係の適用除外団体

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (2) 西日本高速道路株式会社(高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する事業を行う場合に限る。)
- (3) 独立行政法人都市再生機構
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 本州四国連絡高速道路株式会社(高速道路株式会社法第5条第1項各号に規定する事業を行う場合に限る。)
- (6) 独立行政法人高齢·障害·求職者雇用支援機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 徳島県住宅供給公社
- (9) 徳島県土地開発公社
- (10) 国立研究開発法人森林総合研究所
- (11) 一般財団法人徳島県観光協会
- (12) 公益社団法人徳島森林づくり推進機構
- (13) 公益社団法人徳島県畜産協会
- (14) 各市町村土地開発公社
- (15) 公益財団法人徳島県農業開発公社
- (16) 公益財団法人徳島県建設技術センター